

令和3年度新観光プロジェクト応援事業実施要綱

(目的)

第1条 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）は、アフターコロナ・ウィズコロナといった新たな価値観に着目しながら、地域の資源・強みを活かした「新たな観光スタイル」の確立に挑戦する、市町村又は市町村観光協会（以下「市町村等」という。）、協議会会員が実施する地域資源等を活用した観光宣伝事業等について、予算の範囲内で協賛を行うものとし、その協賛については、この要綱に定めるところによる。

(協賛対象団体)

第2条 協議会の協賛の対象となる団体は、次の各号の何れの要件も満たす団体（以下「協賛対象者」という。）とする。

(1) 以下の何れかに該当する団体であること。

ア 市町村等を構成員に含む団体

イ 協議会の会員である複数の観光事業者等で構成されている団体

ウ 協議会の会員である観光事業者等

(2) その団体の構成員であるすべての協議会の会員が、令和2年度において予算に基づく負担金もしくは協賛金を完納していること。

ただし、県・市町村以外の会員についてはこの限りでない。

(3) 事業推進のための組織体制及び予算措置が構成員の合意に基づき明確になっていること。

(協賛対象事業)

第3条 協議会の協賛の対象となる事業（以下「協賛対象事業」という）は、協賛対象者が第7条の規定に定める期間に実施する事業のうち、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、かつ、「いばらきアマビエちゃん（感染防止対策宣誓書）」を登録・実施箇所に掲示をする次の各号に掲げる事業とする。

(1) 次の何れの要件も満たす事業。

ア 茨城県が東日本旅客鉄道株式会社の重点販売地域（以下「重販」という）に指定された期間である令和3年10月1日から令和3年12月5日までの期間に実施する事業であること。

イ 前項の重販のテーマである「アウトドア」、「食」、「新しい旅のスタイル」の何れかに沿う事業であること。

ウ 内容に新規性・独自性があり、観光誘客に資すると会長が認める事業であること。

エ 既存事業を実施する場合は、重販のテーマに沿った新たな要素の追加や事業の大幅な見直しなどにより、観光誘客の可能性が広がる事業であること。

オ 本協賛制度が適用となっている旨、広報媒体等に記載すること。

(2) 次の何れの要件も満たす事業。

ア 地域固有の資源を活用して実施する新たな観光宣伝事業であり、内容に新規性・独自性があり、観光誘客に資すると会長が認める事業。

ただし、同地域において既存の類似事業が存在する場合は対象外とする。

イ 本協賛事業が適用となっている旨、広告媒体等に記載すること。

(協議会の協賛)

第4条 協議会は、申し出に基づき当該事業に必要な経費を認定し、その全部又は一部を負担することにより、協賛対象事業に協賛するものとする。

2 同一の協賛対象団体に対する協賛は、1回を限度とする。

(協賛の範囲)

第5条 協議会は、前条に基づき協賛対象事業について協賛する場合には、その事業実施に必要と認定した経費について下表の範囲で経費の全部又は一部を負担する。

事業の種類	負担割合等	限度額
第3条第1号	事業費の10/10以内	・新規事業 50万円×協賛対象団体の構成員の所在する市町村数と150万円のいずれか低い額 ・拡充事業 30万円×協賛対象団体の構成員の所在する市町村数と150万円のいずれか低い額
第3条第2号	事業費の10/10以内	・新規事業 50万円×協賛対象団体の構成員の所在する市町村数と150万円のいずれか低い額

※協賛対象団体について、複数の市町村及び観光事業者等で構成される団体に県外団体が含まれても差し支えないが、協賛の対象となる事業費については、県外団体相当分を除く。

(協賛の期間)

第6条 第4条に基づく協賛対象団体の事業への協賛は、申し出のあった年度に限り行うことができるものとする。

(協賛の申し出)

第7条 協賛対象団体は、協賛対象事業の実施について協議会に協賛を求める場合は、当該事業に必要な経費等を記した令和3年度新観光プロジェクト応援事業協賛申出書(様式第1号)を、下記期限までに協議会に提出するものとする。

なお、予算の執行状況により、下記申請期間後に追加募集を行う場合は、事務局長が別に定める。

事業の種類	実施期間	申請期間
第3条第1号	令和3年10月1日～令和3年12月5日	要綱制定日から

第3条第2号	要綱制定日～令和4年3月31日	令和3年7月7日まで
--------	-----------------	------------

(協賛の決定)

第8条 協議会は、前条による協賛申出書の内容を事務局で審査し、適正と認められた場合は、当該協賛対象団体に対し令和3年度新観光プロジェクト応援事業協賛決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(協賛の変更)

第9条 前条の協賛決定を受けた者が、事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに令和3年度新観光プロジェクト応援事業協賛変更申出書(様式第3号)を提出し、会長の認定を受けなければならない。

ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 協議会は、前条の申出の内容が適当であると認めた場合は、協賛対象団体に令和3年度新観光プロジェクト応援事業協賛変更決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(協賛の中止)

第10条 協議会は、前条の中止の申出があった場合以外においても、次の場合に協賛対象団体への協賛を中止するものとする。

- (1) 協賛申出書に係る事業が履行されない場合、あるいは履行されないことが確実にあると会長が認める場合。
- (2) 協賛の申出をした団体が協賛対象団体としての要件を満たさなくなった場合。
- (3) 協賛対象団体が申し出た協賛対象事業と当該協賛対象団体の実施内容が異なる場合。

2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国または都道府県知事から住民に対し、不要不急の外出や、都道府県をまたぐ往來の自粛など行動制限が要請された場合等においては、その対象期間内の当該地域で実施される事業について、協議会は本事業の執行を中止・停止することがある。

3 前項の規定により、協賛対象事業を中止・停止した場合、協賛対象事業に生じた損害のうち、協議会が認めた事業について、協賛予定額の1/2の範囲内で協議会が負担するものとする。

4 協議会は、同条第1項又は第2項の規定により協賛を中止・停止した場合は、令和3年度新観光プロジェクト応援事業協賛中止通知書(様式第5号)を協賛申出書の提出者に送付するものとする。

(実績報告)

第11条 協賛対象団体は、当該年度の協賛対象事業が完了したときは、協賛対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、協議会に対し令和3年度新観光プロジェクト応援事業実績報告書(様式第6号)を提出するものとする。

式第6号)を提出するものとする。

- 2 前項の報告に当たっては、事業協賛対象金額に対して支出した内容のわかる書類若しくはその写しを添付して提出するものとする。
- 3 協賛対象団体は、協議会から指示があった場合は、協議会総会等で実績報告を行うものとする。

(協賛金額の確定)

第12条 協議会は、前条の実績報告書について適当と認められる場合は、協賛金額を確定し、令和3年度新観光プロジェクト応援事業協賛金額確定通知書(様式第7号)により、当該協賛対象団体に通知するものとする。

(協賛金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた協賛対象団体は、通知日から起算して14日以内に令和3年度新観光プロジェクト応援事業協賛金請求書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

(概算払い)

第14条 協議会は、事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。

- 2 協賛対象団体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第9号)を協議会に提出するものとする。
- 3 協賛対象団体は、第12条による通知を受けたとき、既に支払を受けた協賛金が確定額を超えるときは、その超える金額について協議会の指示に従って返還するものとする。

(財産等の帰属)

第15条 協賛対象団体が、協賛対象事業の実施に伴い取得した権利等については、当該協賛対象団体に帰属するものとする。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項については、協議会事務局長が別に定める。

付 則

本要綱は令和3年6月11日から施行する。